

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改正案	現行
<p>（業務開始届出書等のその他の記載事項）</p> <p>第六条 法第四条第二項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定社員の氏名又は名称及び住所並びに保有する特定出資の金額</p> <p>二 （略）</p> <p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資本金の額の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。第二十七条第一項第五号において同じ。）の名義をもって保有している者をいう。同条に</p>	<p>（業務開始届出書等のその他の記載事項）</p> <p>第六条 法第四条第二項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要な特定社員（特定資本金の額の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。以下同じ。）の名義をもって保有している者をいう。第二十七条において同じ。）の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 （略）</p> <p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資本金の額の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有している者をいう。第二十七条において同じ。）の株主又は社員の名簿</p>

において同じ。)の株主又は社員の名簿

九〇十一 (略)

2 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

一の二 特定出資の総額の上限

二〇十二 (略)

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(法第四条第二項各号(第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行うおうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書(以下この条及び次条において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 主要な特定社員(特定資本金の額の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有している者をいう。)

九〇十一 (略)

2 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二〇十二 (略)

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(法第四条第二項各号(第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行うおうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書(以下この条及び次条において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 主要な特定社員に変更があった場合 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿

〔に変更があつた場合 別紙様式第七号により作成した特定社員  
の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿

六 (略)

2・3 (略)

六 (略)

2・3 (略)